

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年5月まで
② 昭和39年7月から40年6月まで

申立期間①については、夫がA市区町村役場に行った際に夫婦二人分の国民年金加入手続を済ませたが、失業中であることを伝えると申請免除制度の説明を受け、免除申請をしたと記憶している。

申立期間②についても、同市区町村役場窓口で夫が免除申請を行ったと記憶している。

申立期間について、免除期間として認めて記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 社会保険庁のオンライン記録では、申立期間①及び②当時を含めて昭和49年7月以前に申立人へ国民年金手帳記号番号の払出し（国民年金への加入）が行われた事実は確認できないが、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者記号番号払出簿を確認したところ、36年7月以降に申立人の配偶者に払い出されている国民年金手帳記号番号の直後の国民年金手帳記号番号（〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇〇）の者は、申立人と名が一文字違うものの、申立人と同姓であり、住所地も配偶者と一致することから、当該国民年金手帳記号番号は、申立人の国民年金手帳記号番号であると推認される。

2 また、申立期間①については、申立人のものと推認される国民年金手帳記号番号（〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇〇）に係る国民年金被保険者名簿を見ると、当該期間のうち、i) 昭和37年4月分の国民年金保険料が納付済みであること、ii) 36年4月から37年3月までの期間及び37年5月は共に未納となっていることが確認できるとともに、当該期間について、一緒に免除申請を行ったとする配偶者も、厚生年金保険加入期間となっている37年5月を除き、同様の記録となっている。

- 3 一方、申立期間②については、同様に国民年金被保険者名簿を確認したところ、申立人と推認される加入者は、昭和37年5月21日付けで国民年金の資格を喪失しており、当該期間の国民年金保険料の免除を受ける場合、再度、国民年金の資格取得手続を行った上で免除申請を行うこととなるが、当該期間において資格取得された形跡は無く、未加入期間であることが確認できる上、一緒に免除申請を行ったとする配偶者の当該期間の記録も未納となっている。
- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできないものの、申立期間のうち、昭和37年4月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

徳島厚生年金 事案192

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月31日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入期間について確認したところ、A社における厚生年金保険の資格喪失日が昭和43年3月31日となっており、同年3月は厚生年金保険に未加入となっていた。

雇用保険における離職日は、昭和43年3月31日となっているし、3月末日まで勤務したのであれば、厚生年金保険の資格喪失日は同年4月1日とするべきであると考えている。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立事業所に係る雇用保険の記録から、申立人は、昭和43年3月31日まで継続して勤務していたものと認められる。

また、当時の経理担当者は、「月末まで勤務していた従業員の被保険者資格喪失日は基本的に翌月1日にしており、月末喪失にするような取決めはなかった。」と供述している。

さらに、申立事業所において、申立人と同様、月末に資格喪失している元従業員から事情を聴取したところ、自身の勤務状況等について、「退職した月については、月末まで勤務し、最後に支給された給与からも厚生年金保険料が控除されていたと思う。」との供述が得られた。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年10月の社会保険事務所の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は既に死亡しており確認することはできないが、事業主が昭和43年4月1日を資格喪失日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日と届け、その届出の結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

徳島国民年金 事案382

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から42年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から42年2月まで

昭和38年に結婚した際、義父がA市区町村役場で私の国民年金加入手続をし、夫の国民年金保険料と一緒に納付してくれていた。

その後、昭和39年9月ごろにB市区町村へ転居してからは、B市区町村役場の女性職員が毎月自宅へ集金に来てくれていた。納めていた保険料は1か月100円であったと記憶している。当時の年金手帳は処分し、領収書等も無いが、確かに納付したので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年9月ごろにB市区町村へ転居したと主張しているが、申立人に係る戸籍謄本等を確認した結果、申立人は、配偶者と共に、40年2月2日付けでA市区町村からB市区町村へ転出しており、申立人の国民年金手帳記号番号の払出し（国民年金への加入）は、B市区町村において当該時点以降に行われたものと推定され、申立期間のうち、申立人がA市区町村において住民登録していた期間について、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無い。

また、申立人の義父が当該期間について申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付等に直接関与しておらず、申立人の国民年金加入手続及び保険料納付を行ったとする義父も既に死亡しており、申立人の国民年金加入手続及び保険料納付が行われていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間のうち、申立人がB市区町村において住民登録していた昭和40年2月2日から42年2月までの期間については、B市区町村が保

管する申立人の配偶者の国民年金被保険者名簿を見ると、i) 申立人の配偶者についても、国民年金保険料の未納期間があること、ii) 40年4月から同年9月までの6か月分の保険料が40年8月17日付けで一括納付されていることが確認できることなど、B市区町村の集金人を通じて、毎月、配偶者の分と併せて国民年金保険料を納付していたとする申立人の主張と合致しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年2月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年2月から61年3月まで

昭和52年1月に初めて国民年金に加入し、その後、就職し厚生年金保険に加入したが、58年2月に会社を退職してからすぐにA市区町村役場で国民年金加入手続を行い、以後、申立期間の国民年金保険料については、C金融機関の職員に納付書と現金を預けて納付したはずである。

申立期間について納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、A市区町村が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する国民年金手帳の記録欄等を見ると、申立人が昭和54年9月に国民年金の資格を喪失した後、再度、資格を取得（第3号被保険者）したのは61年4月であることが確認でき、申立期間については、A市区町村は申立人を国民年金未加入（任意加入の未加入者）として取り扱っていたことが確認できるとともに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無いことから、A市区町村が申立人に申立期間に係る国民年金保険料の納付書を送付したものは考え難く、申立期間の国民年金保険料を納付書で納付したとする申立人の主張は不自然である。

さらに、申立人が昭和54年9月に国民年金の資格を喪失した後、再度、資格取得した61年4月時点においては、申立期間は任意加入対象期間となるため、申立期間に係る国民年金保険料をさかのぼって納付することもできなかったものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年2月から58年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年2月から58年12月まで

昭和57年2月の結婚当時、A市区町村役場窓口において、妻が私の国民年金加入手続きを行い、以後、妻が私の保険料を納付した。

妻によれば、役場窓口で、私が国民年金に未加入であることを指摘され、申立期間については、妻と2人分の保険料を、毎月、銀行で納付した。

記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出し(国民年金への加入)は昭和59年4月以降に行われたと推定され、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、当該時点で、申立期間のうち、i) 57年2月から58年3月までの国民年金保険料をさかのぼって過年度納付すること、ii) 58年4月から同年12月までの保険料をさかのぼって現年度納付することは可能であったものの、申立人の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年6月から25年1月まで
② 昭和25年3月から26年7月まで
③ 昭和27年8月から29年9月まで
④ 昭和31年1月から32年1月まで
⑤ 昭和32年3月から同年6月まで
⑥ 昭和32年8月から33年9月まで
⑦ 昭和33年10月から34年6月まで

私が現在所持している船員手帳には、申立期間に係る各船舶への雇入れの記録があり、海運局の印も押されている。船員は、船員保険には強制加入のはずなので、船員手帳に申立期間に係る雇入れの記録がありながら、船員保険の被保険者記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳の記録から、申立人が、申立期間において、A丸(申立期間①)、B丸(申立期間②)、C丸(申立期間④)、D丸(申立期間③、⑤、⑥及び⑦)に乗っていたことは確認できる。

しかし、当該手帳の「船員保険関係欄」に、申立期間に係る船員保険の資格得喪、標準報酬月額等に関する記載が無く、当該手帳により申立人が申立期間について船員保険に加入していた事実を確認することはできない。

また、申立期間①については、社会保険事務所が保管する事業所原簿により、A丸の船舶所有者であるE氏の船員保険新規適用年月日は、昭和26年1月10日とされており、当該期間には、船員保険の適用事業所としての届出手続が行われていないことが確認できる。

さらに、申立期間②、③、④、⑤、⑥及び⑦については、F社会保険事務局等に照会しても、B丸、C丸及びD丸に係る船舶所有者等は確認でき

ず、これら船舶所有者等が、船員保険の適用事業所としての届出手続を行った形跡は無い。

加えて、申立人が申立期間に同じ船舶に乗っていたとするG氏（B丸）、H氏（D丸）及びI氏（C丸）に係る船員保険被保険者記録は確認できない上、いずれの者も死亡等により供述を得ることができず、ほかに申立人が船員保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月ころから同年10月19日まで
社会保険事務所に照会したところ、A社における私の厚生年金被保険者期間は、平成9年10月20日から同年12月28日までとなっていた。私は、平成9年3月ころから同社において勤務し、厚生年金保険料も控除されていたと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人からの事情聴取結果等から、申立人が申立期間について申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当時の同僚と見られる者（8名）から事情を聴取しても、申立人を記憶している者はいない上、当時の総務担当者で見られる者は、「パート等勤務時間の短い者は厚生年金保険に加入しておらず、また、申立期間当時は、必ずしも常勤の従業員全員が厚生年金保険に加入していたわけでもない。」と供述している。

また、申立事業所は、当時の人事記録、給与台帳等を保管しておらず、社会保険庁のオンライン記録（被保険者縦覧照会回答票）上の整理番号276（平成9年1月29日資格取得）から整理番号283（同年10月21日資格取得）を確認しても、申立人の氏名等は登載されておらず、欠番も確認できない。

さらに、申立期間に係る雇用保険被保険者記録は確認できず、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年2月から同年8月まで
昭和35年ころ、A社に勤務し、給与から社会保険料が控除されていたと記憶している。当時の同僚には、申立事業所に係る厚生年金保険被保険者期間があるにもかかわらず、自分だけ加入していないとは考えられない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している当時の同僚の供述から、申立人が申立事業所で勤務していたことは推認できる。

しかし、同僚から事情を聴取したところ、「私は、昭和31年から申立事業所に勤務していたが、自分から厚生年金保険への加入を申し出た35年2月まで、厚生年金保険には加入していなかった。」との供述が得られたことから、当時、事業主は、必ずしもすべての従業員について厚生年金保険の加入手続を行っていなかったことがうかがえる。

また、社会保険事務所が保管する申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号1(昭和27年4月1日資格取得)から整理番号173(昭和38年5月7日資格取得)を確認しても、申立人の氏名等は登載されておらず、欠番も確認できない。

さらに、申立事業所は、平成4年7月に廃業しており、当時の人事記録、給与台帳等を確認することができず、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。